

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 4 月 10 日

更新日：令和 7 年 6 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒690-0887）島根県松江市殿町 19 番地 1
（シマネケンマツエシトノマチ 19 バンチ 1）

名称（フリガナ）：島根県農業協同組合
（シマネケンノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 竹下 克美

ウェブサイトのアドレス：<http://ja-shimane.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：果実加工品類（干柿）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：東出雲の[㊦]ほし柿（ヒガシイズモノマルハタホシガキ）、Higashiizumo
no Maruhata Hoshigaki、Higashiizumo no Maruhata Hoshikaki

4 明細書の変更

島根県農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）原料柿の栽培方法の確認

島根県農業協同組合は、生産者に柿の品種、ほ場の地番を記載した「西条柿生産記録台帳」を作成・提出させ、毎年 1 回、収穫前にその記載内容を確認することにより、原料柿の品種が西条柿か否か、接ぎ木に使用する穂木が畑地区内の母樹から採取されているか否か、栽培地が松江市東出雲町上意東畑地区内か否かの確認を行う。

また、記載内容の確認により、原料柿の栽培方法が順守されていないことが疑われる場合は現地調査を行う。

（2）加工・乾燥の方法及び出荷規格の確認

島根県農業協同組合は、生産者に「作業日誌」を原則として出荷前に提出させ、その記載内容を確認するとともに、出荷前に生産者に対して巡回検査（現地確認）を実施し、これらにより加工・乾燥の方法及び出荷規格を順守しているか否かの確認を行う。

また、記載内容の確認により、加工・乾燥の方法及び出荷規格が順守されていないことが疑われる場合は、現地調査を行う。

（3）最終製品の確認

最終製品の確認は、島根県農業協同組合が指定する集荷場での集荷検査（最終検査）

にて行う。

島根県農業協同組合の検査担当職員は、前記（１）・（２）の確認を終えていることを確認するとともに、異物混入の有無の確認を行うことにより、最終製品の確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- （１）島根県農業協同組合は、生産地、原料柿の栽培方法及び加工・乾燥の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、当該生産者が警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、島根県農業協同組合は、当該生産者の生産した干柿については、地理的表示である「東出雲のほし柿」及び登録標章（以下「G I マーク」と称す。）を付した状態での出荷を停止することができる。

- （２）島根県農業協同組合は、毎年１回、全ての生産者に対して、明細書の内容（生産地、原料柿の栽培方法等）について周知徹底を図るための講習会を開催する。

7 地理的表示等の使用の確認

- （１）島根県農業協同組合は、前記５の（３）の確認の際に生産地、原料柿の栽培方法、加工・乾燥の方法及び出荷規格の各基準を全て満たしている干柿についてのみ、地理的表示である「東出雲のほし柿」及びG I マークが使用されていることを確認する。この際、地理的表示である「東出雲のほし柿」及びG I マークを使用している者及びこれらの使用がされているものについても確認する。

- （２）島根県農業協同組合は、前記５の（３）の確認の際に、以下の干柿がないことを確認する。

- ① 生産地、原料柿の栽培方法、加工・乾燥の方法及び出荷規格の各基準のいずれかを満たしていない干柿であるにもかかわらず、地理的表示である「東出雲のほし柿」及びG I マークが使用されている干柿
- ② 地理的表示である「東出雲のほし柿」のみが使用されている干柿
- ③ G I マークのみが使用されている干柿
- ④ 地理的表示である「東出雲のほし柿」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている干柿

- （３）確認の方法

島根県農業協同組合は、生産者に地理的表示等の使用実績を確認できる書類（出荷伝票等）を保管させ、その保管状況を必要に応じて確認する。

8 地理的表示等の使用の指導

- （１）島根県農業協同組合は、前記５の（３）の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、当該生産者が、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、島根県農業協同組合は、当該生産者の生産した干柿について、「東出雲のほし柿」としての出荷を停止することができる。

- ① 生産地、原料柿の栽培方法、加工・乾燥の方法及び出荷規格の各基準のいずれかを満たしていない干柿であるにもかかわらず、地理的表示である「東出雲のほし柿」及びG I マークを使用している場合

